



五所川原地区消防事務組合では、 ハラスメント相談窓口を設置しています。



設置目的

ハラスメント等に関する通報・相談について受け付けます。

対象者

- (1) 被害者(本人)
- (2) 被害者と密接な関係を有する者、同僚、上司等であって、事実関係を認識している者

相談内容

- (例)
- ・上司から暴力行為を受けたが、これはパワハラに当たるのではないか。
 - ・消防職員の夫(妻)がパワハラに悩んでいるが、どうしたらいいか。



相談後の対応

- ・事情を聴取し、事実関係を確認します。
- ・必要に応じ、指導・助言を行います。
- ・事実の量定に応じ、ハラスメント等調査委員会に対応を委任します。

情報の秘匿性の確保

- ・通報・相談者が職場内で特定されないよう、プライバシーに十分配慮します。
- ・通報・相談者が不利益な取扱いを受けないよう、十分配慮します。

設置場所・連絡先

本窓口は、消防本部総務課内に設置しています。
電話番号 : 0173-35-4382
対応時間 : 平日8時30分から17時15分まで

他団体の相談窓口1

総務省消防庁消防・救急課
ハラスメント等相談窓口(専用回線)
電話番号 03-5253-7548
対応時間 平日 8時30分から17時15分まで

他団体の相談窓口2

青森県危機管理局消防保安課
ハラスメント等相談窓口(専用回線)
電話番号 017-734-9077
対応時間 平日 8時30分から17時15分まで